

## 男鹿市教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

### 1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方向性を定めるものであります。

### 2 対象とする期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までとします。

### 3 大綱の内容

令和 8（2026）年度から 4 年間の市政運営の指針として策定した「男鹿市総合計画」が大綱と同様の位置付けにあることから、「同計画」における関係部分（教育、学術及び文化に関する部分）を大綱に代えることとします。

#### （大綱に替える部分）

男鹿市総合計画 【まちづくり 4】「子育ての希望があふれるまちづくり」

政策 4-1 おがっこの夢と希望を叶える環境の整備（P67～P68）

政策 4-2 教育・保育の質の向上と環境の整備（P69～P70）

政策 4-3 生涯学習の推進（P71～P72）

政策 4-4 生涯スポーツ活動の推進（P73～P74）

政策 4-5 地域文化の振興（P75～P76）